

青森県報

第千九百十六号

平成十三年九月三日(月曜日)

目次

告示

○家畜伝染病の発生……………(畜産課)…一
 ○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課)…一

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課)…四
 ○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課)…五
 ○市街地再開発組合の解散の認可……………(建築住宅課)…五

告示

青森県告示第四百九十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年九月三日

青森県知事 木村守男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生区域	発生日
二	又	橋下北郡東通村大字大利字芝	三・八・二五	平成一三・八・二五	

ヨネ病 牛 患畜	
一	三
上北郡横浜町字家ノ前川目二三の七六	下北郡東通村大字目名字大所二の一〇五
〃	〃

青森県告示第四百九十七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により平成十三年年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十三年九月三日

青森県知事 木村守男

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一七六・九八
岩木川下流	〃	六八・二三
岩木川上流	〃	一、一〇五・三五
平川	〃	五三一・三七
浅瀬石川	〃	六五八・四四

下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一四五・三三	一四九・三八	一八・一〇	一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	二九八・〇一	一六〇・八七	一三四・三六	八八八・〇八	六七七・二九	五八九・六四	二一・〇〇	五四・一〇	七二・三七	五九二・七一	二六〇・五〇

西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡百石町	三沢市	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	北津軽郡市浦村	西津軽郡木造町	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部
防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃
三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	一九・二三	六・二〇	六・一四	九三・四一	九一・九四	一・一四	六七・七一	二二・四四

三沢市	〃 上北町	〃 七戸町	〃 横浜町	〃 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	〃 金木町	〃 鶴田町	北津軽郡市浦村	五所川原市	〃 木造町	〃 車力村	〃 森田村	〃 岩崎村	〃 深浦町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	三・二八	一五・九〇	〇・〇二	五三・五八	六九・二〇	〇・八四	〇・六〇	〇・八〇

〃 福地村	〃 三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市	〃 七戸町	上北郡東北町	〃 脇野沢村	〃 川内町	下北郡大間町	〃 平内町	東津軽郡三厩村	青森市	北津軽郡中里町	上北郡百石町	十和田市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	千害防備保安林	〃	〃
八・八六	六・五八	三・九四	四八・二八	三・二六	二・七四	二・九四	〇・三八	五・〇二	二五・九四	三・六〇	〇・九〇	〇・〇八	一・七六	二・四〇	〇・〇二	〇・四八

津軽地区	保健保安林	一五五・五八
南部地区	”	八六・六七

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年九月三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東青森駅構内商業施設
青森市大字田屋敷字増田一六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一
代表取締役 伊藤直彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一
- 2 ホームマック株式会社
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一四一
代表取締役 前田勝敏
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年十月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八、一七三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数
五七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
一五七台（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 3 荷さばき施設の位置及び面積
四八一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一五六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 株式会社ユニバース
開店時刻（平日・土曜日） 午前十時
（日祝祭日） 午前九時
午後九時
閉店時刻 午後九時
(二) ホームマック株式会社
開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時十五分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口三か所、入口一か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成十三年八月二十三日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所 青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所
- 2 期間

平成十三年九月三日から平成十四年一月三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年一月三日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成十三年八月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年九月三日

青森県知事 木 村 守 男

市街地再開発組合の解散の認可

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定により、青森駅前第二地区市街地再開発組合の解散を平成十三年八月二十七日認可したので、同条第六項の規定により公告する。

平成十三年九月三日

青森県知事 木 村 守 男